平成24年(ワ)第328号 志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外119名

被 告 北陸電力株式会社

## 求釈明書(1)

平成24年12月11日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



原告らは、以下のとおり求釈明を行う。

1 原告らは訴状第3第4項において、「原発の安全性」とは、万が一にも過酷事故が生じない体制を確立していることであると主張した。これに対し、被告は、答弁書第3章第4の1において、過去の裁判例の引用するのみであり、被告が主張する原子力発電所が備えるべき安全性の内容について、具体的な主張を何ら行わない。また、被告が引用する志賀原発2号機運転差止訴訟控訴審判決における「社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つこと」という引用部分は、その内容が不明確である。

そこで、被告が主張する原子力発電所が備えるべき安全性の内容について、危険性を「社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つこと」という引用部分の その具体的内容を明らかにされたい。

- 2 被告は、答弁書第2章第5第4項(1)において、訴状請求の原因第4第4項(1)第 2ないし第4段落に対する認否を不知としているが、福島第一原発1号機の格納 容器の圧力が設計圧力を超えて急上昇した原因を明らかにされたい。
- 3 被告は、答弁書第2章第5第4項(2)において、訴状請求の原因第4第4項(2)記載の事実に対する認否を不知としているが、福島第一原発1号機ないし3号機の格納容器から水素が漏えいした原因を明らかにされたい。
- 4 被告は、答弁書第2章第5第4項(3)において、訴状請求の原因第4第4項(3)記載の志賀原発にはフィルター付きベント装置が設置されていない事実に対する認否を不知としているが、被告が当該事実について不知であるはずはないのであるから、当該事実の有無を明らかにされたい。
- 5 被告は、答弁書第2章第8第1項(1)において、訴状請求の原因第8第1項(1)第 1段落を争うとしているが、原子力防災を考える上で重要な概念である「多重防 護」の概念を被告においてどのように理解しているのか明らかにされたい。
- 6 被告は、答弁書第3章第4項第2項(6)において、原子力事業者防災業務計画を 必要に応じて計画の見直しを行っていると主張しているが、福島第一原発事故の 後、どのような見直しを行ったのか明らかにされたい。
- 7 被告は、耐震バックチェックの中間報告に伴い、耐震補強工事をしたのか、し たのであれば、どのような耐震補強工事をしたのか明らかにされたい。
- 8 被告は、志賀原子力発電所1号機の施設及び主要な配管の配置図(平面図、立面図)を提出されたい。
- 9 被告は、富来川南岸断層について、耐震安全性評価に考慮する必要のない断層 であることが判明していると主張する(答弁書128頁)

しかし、この断層については、被告も指摘するとおり、東洋大学の渡辺教授らが、陸域から本件原発の敷地前面海域の海底活断層へ連続する可能性を指摘し、 耐震設計上考慮すべき活断層であると指摘している。 この点、被告は、本件原発の敷地前面海域の海上音波探査を実施し、あるいは、他の機関が実施した海上音波探査記録を解析している(答弁書98~99頁参照)。

そこで、本件原発の敷地前面海域において実施された、既に公開されている下 記の海上音波探査を含む被告が所持する海上音波探査記録(実施機関は問わない。)の全てを開示されたい。

また、被告は、今後さらなる調査を実施することとしたとするが(答弁書12 8頁)、調査結果が出た後速やかに、当該調査にかかる記録の全ても開示されたい。

- ・石油公団:エアガンマルチチャンネル(昭和48年実施)
- ・海上保安庁水路部:エアガンシングルチャンネル(昭和50年実施)
- ・北陸電力:スパーカー・シングルチャンネル2450J(昭和60年実施)
- ・北陸電力:スパーカー・シングルチャンネル360 J (昭和60年実施)
- ・地質調査所:エアガンシングルチャンネル(昭和63年実施)
- ・北陸電力:ブーマー・マルチチャンネル(平成18年実施)
- ・東京大学地震研究所:ブーマー・マルチチャンネル (平成19年実施)
- ・ 産業技術総合研究所:ブーマー・マルチチャンネル (平成19年実施)
- ・東京大学地震研究所:エアガンマルチチャンネル(平成19年実施)
- ・原子力安全・保安院: (平成20年実施)

以上